

(9) 寄贈雑誌受入基準

- 1 次の各号すべてに該当する場合に、寄贈雑誌の受入をする。ただし、別表の平成18年度及び平成19年度に購入を取り止めたものについては、次の第2号、第3号に該当しない場合でも受入・整理する。
 - (1) 資料収集方針・資料選択基準を考慮し、図書館の蔵書とするにふさわしいもの、利用の見込まれるもの
 - (2) 通年の継続的な寄贈であること。
 - (3) 新号が発行される毎に、定期的に寄贈されること。
- 2 前項にかかわらず、次に該当するものは受入しない。
 - (1) 汚損、破損のあるもの。
 - (2) 発行年が古く、資料的価値が低いと思われるもの。
 - ①1年以上前のもの
 - (3) 布教を目的としたもの。
 - (4) 販売・勧誘を目的としたもの。
 - (5) その他館長が適当でないとは判断したもの。
- 3 その他
この基準に定めるもののほか必要な事項は、その都度別に定める。
- 4 適用基準
この基準は、平成19年9月1日から適用する。